

報告 がん対策基本法の成立と 地域がん登録事業の今後に向けて

田中 英夫
大阪府立成人病センター調査部

1. はじめに

がん対策基本法は、今年の4月に出された民主党案と5月に出された与党案が一本化され、平成18年6月16日、いわゆる議員立法の形で成立した。民主党の法案に盛り込まれていた「がん登録制度」の明記が最終案では削られてしまったが、6月15日の参議院厚生労働委員会で同法案に関して19項目から成る附帯決議がなされ、その第16として、「(政府は)がん登録については、がん罹患者数・罹患率などの疫学的研究、がん検診の評価、がん医療の評価に不可欠の制度であり、院内がん登録制度、地域がん登録制度の更なる推進と登録精度の向上並びに個人情報保護を徹底するための措置について、本法成立後、検討を行い、所要の措置を講ずること。」とされた。本稿では今回の基本法の中で地域がん登録の整備のための取り組みがどう位置付けられたかを把握し、その問題点を指

賛助団体 (敬称略、順不同)

- | | |
|------------------|----------------|
| (財)日本対がん協会 | (財)大阪対ガン協会 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 第一生命保険相互会社 |
| アメリカンファミリー生命保険会社 | |
| (財)大同生命厚生事業団 | |
| 三共株式会社 | アストラゼネカ株式会社 |
| 富士レボオ株式会社 | 中外製薬株式会社(大阪) |
| 伏見製薬株式会社 | 大鵬薬品工業株式会社 |
| ワイス株式会社 | 堀井薬品工業株式会社 |
| 大塚製薬株式会社 | シェリング・プラウ株式会社 |
| 中外製薬株式会社(本社) | ノバルティスファーマ株式会社 |
| ファイザー株式会社 | 大日本住友製薬株式会社 |
| アムジェン株式会社 | 株式会社ヤクルト本社 |
| グラクソ・スミスクライン株式会社 | |
| 株式会社ウイッツ | |

摘した上で同事業を担う方々や関連する研究班の基本法成立後の役割について提案したい。

2. 基本法の中の地域がん登録

がん対策基本法では対策の柱が12条から18条に明記されており、これらの対策は政府が策定するがん対策推進基本計画の中で定義され(同9条1項)その具体的な目標と達成時期が設定されることになる(同9条2項)(図を参照)。6月9日衆議院厚生労働委員会で川崎厚生労働大臣は、第17条2項「...がんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取り組み」には、

